公衆浴場法

[公衆浴場について講ずべき措置]

%1

%2

- 第三条 営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必 要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

[患者に対する入浴の拒否]

第四条 営業者は伝染性の疾病にかかつている者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければなら ない。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府県知事の許可を受 けたものについては、この限りでない。

公衆浴場法施行規則

[患者の入浴]

- 第五条 次に掲げる場合は、法第四条ただし書の規定により都道府県知事の許可を受けて、同条に規定
 - する患者(以下「患者」という。)を入浴させることができる。
 一 温泉を使用する公衆浴場で、その温泉が法第四条に規定する伝染性の疾病に対して療養効果があると認められ、かつ、患者用の入浴施設が別に設けられている場合
 - 二 潮湯又は薬湯を使用する公衆浴場で、患者用の入浴施設が別に設けられている場合

I 公衆浴場法施行細則

(患者を入浴させるための許可申請)

- 第5条 営業者は、公衆浴場法第4条ただし書の許可を受けようとするときは、別記様式第10号による申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄保健所長を経由して、知事に提出しなければならない。
 (1) 温泉を使用する場合にあっては、療養効果を証する書類
- (2) 患者用の入浴施設の構造設備を明らかにした書類及び平面図

[公衆衛生に害を及ぼす行為の禁止]

- 第五条 入浴者は、公衆浴場において、浴そう内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす虞のある 行為をしてはならない。
- 2 営業者又は公衆浴場の管理者は、前項の行為をする者に対して、その行為を制止しなければならない。

公衆浴場設置等の基準等に関する条例

- 第5条 公衆浴場の管理は、次に定めるところによらなければならない。・・・公衆浴場法第3条その他 X1
 - 施設設備は、清掃及び消毒を行い、ねずみ、衛生害虫等の適切な防除措置を講じ、清潔で衛生的に $\overline{(1)}$ 保つこと
 - (2)設備及び器具は、定期的に保守点検し、常に適正に使用できるよう整備すること
 - 脱衣室及び浴室は、脱衣又は入浴に支障のない温度に保ち、かつ、換気を十分に行うこと。 (3)

 - (4) 施設内の各場所は、常に十分な照度を保つこと。 (5) 脱衣室は、床面を常に適度に乾燥させておくとともに、入浴者の利用に供する足ふきマット等を消 毒したものと適宜取り換え、常に清潔で衛生的に保つこと。

(6) 浴槽水は、常に適温を保つこと。

X2

水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水(以下「水 道水」という。)以外の湯水を使用した原水及び浴槽水は、規則で定める水質基準に適合するよう管理 すること。

公衆浴場法施行細則

(水質基準)

第6条 条例第5条第1項第7号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。 (1) 原水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、原水の性質により同表の1の項から4の項までに掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。

| <u> </u> | 167 ま、ことは、これのラッ五十に | |
|----------|--------------------|--|
| 1 色度 | | 比色法又は透過光測定法 |
| 2 濁度 | 2度以下であること。 | 比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散 |
| | | 乱光測定法又は透過散乱法 |
| | 5.8以上8.6以下であること。 | ガラス電極法 |
| ン濃度指数 | | |
| (pH) | | |
| | | A Little III and Driver and Drive |
| 4 有機物 | 有機物(全有機炭素(TOC) | 全有機炭素計測定法又は滴定法 |
| | の量) にあつては1リットルに | |
| | つき3ミリグラム以下、過マン | |
| | ガン酸カリウム消費量にあつて | |
| | は1リットルにつき10ミリグラ | |
| | ム以下であること。 | |
| ウム消費量 | | |
| | | 特定酵素基質培地法 |
| 6 レジオネ | | ろ過濃縮法(これにより難い場合にあつては、冷 |
| ラ属菌 | 未満であること。 | 却遠心濃縮法) |

備考 この表の5の項中欄中「検出されないこと」とは、同項の右欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
(2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、浴槽水に用いる湯水の性質により同表の1の項又は2の項に掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおりますが、これがない。 それがないときは、これらの基準によらないことができる。

| 1 濁度 | 5度以下であること。 | 比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法 |
|---|--|---|
| 2 有機物 (全有機物 素(TO C)の量) 又は過ママリ ガン酸カリ ウム消費量 | 有機物(全有機炭素(TOC)の量)にあつては1リットルにつき8ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットルにつき25ミリグラム以下であること。 | 全有機炭素計測定法又は滴定法 |
| 3 大腸菌群 | であること。 | 下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)第6条に規定する検定方法(試料は、希釈しないこと。) |
| 4 レジオネラ属菌 | 100ミリリットルにつき10CFU 未満であること。 | ろ過濃縮法(これにより難い場合にあつては、冷 お遠心濃縮法) |

2 営業者は、前項に規定する検査を依頼するに当たつては、精度管理(検査に従事する者の技能水準の確保その他の方法により検査の精度を適正に保つことをいう。)を行つている検査機関に依頼するよう 努めるものとする。

(8) 貯湯槽内の原水の温度は、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上 5) 別場信号の原木の温度は、通常の使用状態において、傷の補稿日、医師等に主るよく深入の度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行う場合は、この限りでない。

9) 定期的に貯湯槽の生物膜(配管内部、ろ材等に付着した微生物が増殖し、それらが産出する粘液性物質で形成されたものをいう。以下同じ。)の発生の防止又は除去を行うための清掃及び消毒を行うと

ともに、温度計の性能及び設備の破損等の確認を行うこと。 (10) 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、清浄な湯水の供給、循環ろ過、塩素系薬剤による消毒等により清 浄に保つこと。

- (11) 浴槽水は、毎日1回以上完全に取り換えること。ただし、連日使用循環水(24時間以上連続して使用している循環水をいう。以下同じ。))を使用している浴槽水については、1週間に1回以上定期的に 完全に取り換え、浴槽を清掃し、及び消毒すること。
- (12) ろ過器は、浴槽に湯水がある場合は、常に作動させ、1週間に1回以上、逆洗浄して汚れを十分に 排出し、生物膜を適切な消毒方法で除去すること。
- (13) 循環配管は、1週間に1回以上、適切な方法で消毒するとともに、おおむね1年に1回以上、内部 の状況を点検し、生物膜がある場合は、当該生物膜の除去を行うこと。

(14) 配管は、その配置を図面等により正確に把握し、不要な配管の除去等必要な措置を行うこと。

浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の残留塩素濃度を頻繁に測定して、規則で定め る残留塩素濃度となるよう努めるとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保存すること。ただ し、浴槽水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、浴槽水の水素イオン濃度指数 (pH) が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合であつて、他 の適切な衛生措置を講ずるときは、この限りでない。

公衆浴場法施行細則

(残留塩素濃度)

第7条 条例第5条第1項第15号の規則で定める残留塩素濃度は、次のいずれかの要件を満たすもの とする。

- (1) 遊離残留塩素濃度は、1リットルにつき0.4ミリグラム程度を保ち、かつ、最大1リットルにしつき1ミリグラムを超えないものであること。
- 結合塩素のモノクロラミン濃度は、1リットルにつき3ミリグラム程度を保つものであるこ
- (16) 塩素系薬剤を使用して消毒を行う場合において、循環配管を設置しているときは、塩素系薬剤をろ 過器の直前に投入すること。
- (17) 消毒装置は、浴槽に湯水がある場合は、常に作動させ、維持管理を適切に行うこと。

水位計配管は、1週間に1回以上、生物膜を適切な消毒方法で除去すること。 (18)

(19)シャワーは、1週間に1回以上通水し、シャワーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検すると ともに、1年に1回以上洗浄し、及び消毒すること。

(20)

集毛器は、毎日清掃し、及び消毒すること。 浴用に供する湯水は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める頻度で定期的に水質検査を行うこ (21)と。 ただし、 塩素系薬剤を用いた消毒を行つていない浴槽水については、 その頻度は、 1年に 4回以上

ア 水道水を用いない原水 1年に1回以上

連日使用循環水を用いない浴槽水 1年に1回以上

連日使用循環水を用いた浴槽水 1年に2回以上

- (22)前号の水質検査の結果は、検査の日から3年間保存するとともに、その結果が第7号の水質基準に 適合しない場合は、直ちにその旨を知事に届け出ること。
- (23) 浴槽からあふれ出た湯水及び回収槽内の湯水を浴用に供しないこと。ただし、オーバーフロー還水 管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水の塩素消毒等を行う場合は、この限りでない。

(4) 調節箱は、生物膜の状況を監視し、必要に応じ清掃し、及び消毒すること。 (5) 浴槽に気泡発生装置等が設置されている場合は、浴槽水には連日使用循環水を使用せず、内部に生物膜が形成されないよう適宜清掃し、及び消毒すること。

打たせ湯及びシャワーには、循環水を使用しないこと (26)

- (27)
- 洗い場には、適当な数の湯おけ及び腰掛けを備え、常にこれを清掃し、清潔を保つこと。 飲料水供給設備からは、水道水又は知事が飲用に適すると認めた水を供給するとともに、飲用に適 (28)する旨を見やすい場所に表示すること。
- (29) 飲用に供する水(水道水を除く。)は、1年に1回以上水質検査を行い、その記録を3年以上保存 すること。
- (30) 給湯設備及び給水設備は、1年に1回以上保守点検し、必要に応じ被覆その他の補修を行うこと
- サウナ室若しくはサウナ設備又は電気浴器を設ける場合にあつては、見やすい場所に入浴上の注意 (31)を掲示するとともに、使用中は、入浴者の安全に注意すること。 (32) サウナ室及びサウナ設備には、利用基準温度を表示すること

- (33) サウナ室及びサウナ設備は、1月に1回以上保守点検するとともに、サウナ室にあつては、室内の 温度及び湿度を定期的に測定し、その記録を3年以上保存すること
- 屋外に設置された浴槽の周囲に植栽がある場合は、浴槽に土が入り込まないよう努めること。

- (35) 電気浴器は、1月に1回以上保守点検するとともに、絶縁抵抗、接地抵抗等について定期的に検査 を受け、その記録を3年以上保存すること。
- 入浴料金、営業時間、入浴者の心得その他必要な事項を入浴者の見やすい場所に掲示すること。 入浴者の衣類、貴重品等の盗難防止を図ること。 (36)
- (37)
- (38) 適当な場所に清掃用具及びくず箱を備え付けること。 (39) 入浴者にタオル、くし、ヘアブラシ等を貸与し、又は供与する場合は、新しいもの又は消毒したも
- のとすること。 (40) 入浴者にかみそりを貸与し、又は供与する場合は、新しいものとし、かみそり廃棄用の容器を備 え、使用済のかみそりは、放置させないこと。
- $\times 3$
 - 善良な風俗の保持に努めること (41)
 - 善良な風俗の保持に劣めること。 入浴者に次の行為をさせないこと。 (42)
 - ア おおむね10歳以上の男女の混浴
 - イ 公衆浴場法第4条に規定する者のほか、泥酔者その他他の入浴者の入浴に支障を与えるおそれのあ る者の入浴
 - ウ 浴槽内で身体を洗うこと、浴室で洗濯をすることその他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為
- **X**2
 - 従業者の衛生管理について次の措置を講じること。 (43)
 - 衣服を常に清潔に保たせること。
 - イ 伝染のおそれのある疾病にかかつている者又はその疑いがある者を業務に従事させないこと。ただ し、医師の診断により支障がない場合にあつては、この限りでない。
 - (44) 営業者は、衛生管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成して、従業者に周知徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。